

第2期松山市子ども・子育て支援事業計画(概要版)



1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

『第2期松山市子ども・子育て支援事業計画』は、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、また、第1期計画である『松山市子ども・子育て支援事業計画』の進捗状況などを踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

(2) 計画の位置付けと期間

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。計画期間は**令和2年度から令和6年度までの5年を一期**とします。ただし、社会・経済情勢の変化や、本市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。



2 計画の基本的な考え方

(1) めざす姿

「すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち」

(2) 基本理念

1. 子どもの視点を尊重します

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。



2. すべての子どもと子育て家庭を支援します

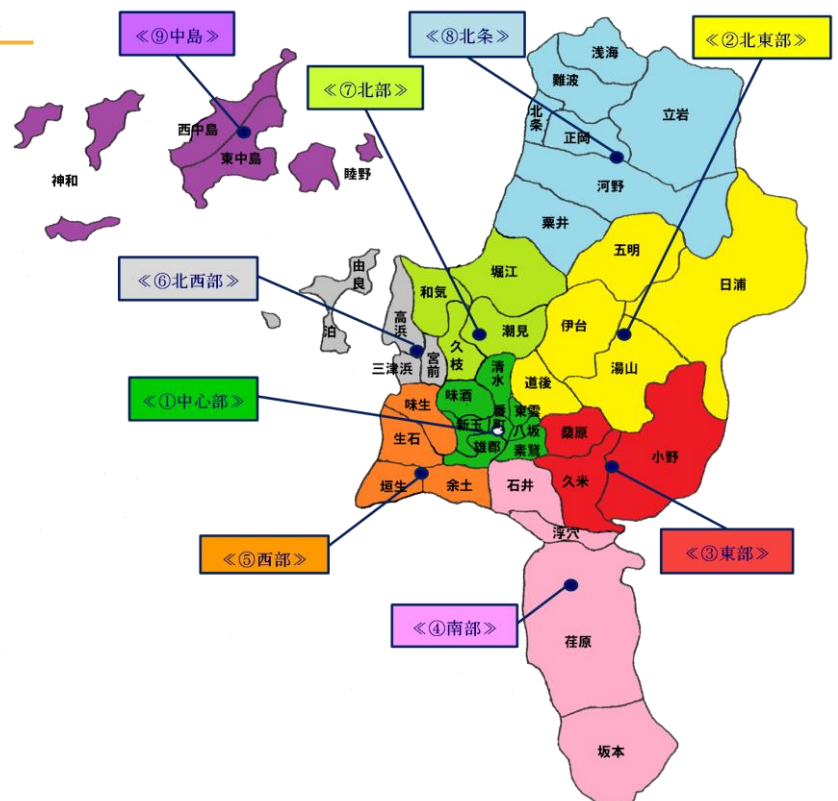
すべての子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるように、教育・保育環境などの整備を図ります。また、子育てについて第一義的責任を有する保護者への支援を念頭に、これまでの子育てと仕事の両立支援のみでなく、家庭で子どもを見ている保護者を含めた、すべての子育て家庭への支援を行います。

3. 社会全体で子育てを支援します

第1期計画を継承し、子育てに関わるすべての人がその喜びを感じるために、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などが連携して、社会全体で子育てを支援していきます。

3 教育・保育提供区域の設定

松山市が策定している「地域福祉計画」と「都市計画マスタープラン」で設定している圏域等を参考に、地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、第1期計画に引き続き教育・保育提供区域を**9区域**とします。





① 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

安心して子どもを預けることができる、認定こども園・幼稚園・保育所の教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育などの地域型保育事業によって、質を確保した教育・保育環境を整えます。

② 地域での子育て支援の充実

すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てを行う保護者も利用できる「一時預かり」や、子育てに関する相談や交流ができる「地域子育て支援拠点」、その他「放課後児童クラブ」など、地域の様々な支援の充実を図り、地域の実情に応じた子育て支援を推進します。



③ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

社会環境が大きく変化する中、安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連分野や関係団体と連携して推進します。

④ 子どもが心身ともに健やかに成長できる子育て環境の整備

これからの社会を担う、人間性豊かな人材の育成が求められており、“生きる喜びが実感できる人づくり”のため、子どもが夢や希望をもって学ぶことができる教育環境及び保育環境の整備を推進します。また、家庭の教育力を高めるため、保護者として学習する機会の提供にも努めます。

⑤ 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会の中で、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を推進します。

⑥ 職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進

男女が協力して働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図ります。また、企業に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できるような制度整備について、啓発や情報提供を積極的に推進します。



⑦ 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪及び災害などの被害から守り、安全を確保するために、警察をはじめとする関係機関・団体や地域が一体となって協力し、子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動を行うとともに、災害発生時などの緊急時にも対応できる取組を推進します。

⑧ 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

児童虐待の発生予防、被虐待児童の保護・支援のため、職員の資質の向上、より迅速・的確な対応、関係課だけでなく、児童相談所や警察等の関係機関との連携の強化などを図ります。

また、特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭への、きめ細かな取組を推進します。

⑨ 子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

子どもの現在及び将来が家庭の経済的事情などによって、子ども自身の力で克服することが困難な状況にならないよう、子育て家庭への経済的な支援や、子どもの貧困対策を推進していきます。

第2期松山市子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

令和2年3月

発行 松山市保健福祉部 子育て支援課

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

電話 089-948-6418

計画全体版のQRコードはこちら

